**第四節**　監督

（廃業等の届出）

**第三百二十一条**　法第六十六条の四十第一項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　法第六十六条の四十第一項第一号に該当する場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）　廃止の年月日及び理由

二　法第六十六条の四十第一項第一号に該当する場合（分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させたときに限る。）　次に掲げる事項

イ　承継先の商号又は名称

ロ　分割の年月日及び理由

三　法第六十六条の四十第一項第一号に該当する場合（信用格付業の全部を譲渡したときに限る。）　次に掲げる事項

イ　譲渡先の商号、名称又は氏名

ロ　譲渡の年月日及び理由

四　法第六十六条の四十第一項第二号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　合併の相手方の商号又は名称

ロ　合併の年月日及び理由

ハ　合併の方法

五　法第六十六条の四十第一項第三号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　破産手続開始の申立てを行った年月日

ロ　破産手続開始の決定を受けた年月日

六　法第六十六条の四十第一項第四号に該当する場合　解散の年月日及び理由

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　法第六十六条の四十第一項第二号に該当する場合　合併契約の内容及び合併の手続を記載した書面

二　法第六十六条の四十第一項第三号に該当する場合　破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

（廃業等の公告等）

**第三百二十二条**　法第六十六条の四十第三項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行うものとする。

2　法第六十六条の四十第四項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　商号又は名称

二　登録年月日及び登録番号

三　該当事由

四　該当事由の発生予定年月日

（所在不明者の公告）

**第三百二十三条**　法第六十六条の四十二第三項の規定による公告は、官報により行うものとする。

（監督処分の公告）

**第三百二十四条**　法第六十六の四十三の規定による公告は、官報により行うものとする。

（適用上の注意）

**第三百二十五条**　金融庁長官は、法第六十六条の四十一、第六十六条の四十二第一項若しくは第二項又は第六十六条の四十五第一項に規定する権限を行使する場合には、個別の信用格付又は信用評価の方法の具体的な内容に関与しないよう配慮するものとする。

別紙様式第一号第2面中

| | |
|---|---|
| 12　加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称 | |

」を「

| | |
|---|---|
| 12　手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称 | |

」に改める。

別紙様式第九号第2面中

| | |
|---|---|
| 10　加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称 | |

」を「

| | |
|---|---|
| 10　手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称 | |

」に改める。

別紙様式第十二号1中㉓を㉔とし、⑩から㉒までを⑪から㉓までとし、同様式1⑨①の注意事項1中「該当するもの」を「該当するもの及び法第2条第8項第8号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るもの」に改め、同様式1⑨⑥の注意事項3中「場合」を「場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）」に改め、同様式1⑨を同様式1⑩とし、同様式1⑧の注意事項1中⑧を⑨とし、⑶から⑺までを⑷から⑻までとし、⑵の次に次のように加える。

⑶　苦情処理及び紛争解決の体制

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を行っている業務の種別ごとに記載すること。

別紙様式第十二号1中⑧を⑨とし、⑶から⑺までを⑷から⑽までとし、⑵の次に次のように加える。

⑶　苦情処理及び紛争解決の体制

別紙様式第十六号8⑴の注意事項1中「該当するもの」を「該当するもの及び法第2条第8項第8号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るもの」に改め、同様式8⑸の注意事項2中「場合」を「場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）」に改め、同様式8を同様式9とし、同様式7の注意事項中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2　苦情処理及び紛争解決の体制

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

別紙様式第十六号中7を8とし、3から6までを4から7までとし、2の次に次のように加える。

3　苦情処理及び紛争解決の体制

別紙様式第十七号1⑴の注意事項1中「該当するもの」を「該当するもの及び法第2条第8項第8号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るもの」に改め、同様式1⑸の注意事項2中「場合」を「場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）」に改める。

別紙様式第二十六号の次に次の二様式を加える。